

広島圏域地域医療構想調整会議南部病院部会及び  
北部病院部会の副部会長の指名について

病院部会規約（以下「規約」という。）第4条第1項の規定により、病院部会に置かれている副部長について、この度、南部病院部会副部長2名及び北部病院部会副部長1名が退任されたため、規約第4条第3項の規定により、部会長が次のとおり後任者を指名した。

## 【新たに就任する副部長】

	所 属	氏 名
南部	広島市民病院	秀 道広
	県立広島病院	板本 敏行
北部	JA 吉田総合病院	杉山 英二

## 病院部会規約（抜粋）

（役員）

第4条 部会に部会長1名及び副部長数名を置く。

2 部会長は、調整会議の会長が指名する者とする。

3 副部長は、広島県医師会及び広島県病院協会との協議により部会長が指名する。